

# 日本学生支援機構

## 「7月28日からの大雨」による 罹災世帯の学生に対する 緊急・応急(第一種・第二種)奨学金の募集について 記

標記の災害（災害救助法の適用地域は以下を参照）で罹災し、家計が急変（支出が著しく増大もしくは収入が減少）した世帯の学生に対して、日本学生支援機構奨学金の緊急・応急採用の募集がありました。

希望学生は、9月2日（金）までに奨学課（戸山キャンパス学生会館1階）に相談してください。

\* 下記学生は対象となりません。

学年延長生・標準修業年限内で卒業できない学生・通信教育課程・科目等履修生

\* 高等学院・本庄高等学院・芸術学校・川口芸術学校の学生は所属校の事務所にお申し出ください。

### （適用地域）

福島県 : 喜多方市、南会津郡只見町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡南会津町、耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町

新潟県 : 新潟市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡田上町、南蒲原郡阿賀町、長岡市、見附市、上越市、阿賀野市

以 上

2011年8月5日

学生部奨学課